

京都府医療機関等物価高騰対策事業等交付金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関や社会福祉設等の負担を軽減するため、各施設等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。
- (4) 施術所 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の届出に係る同項の施術所又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所をいう。
- (5) 歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項に規定する歯科技工所をいう。
- (6) 介護サービス事業所等 別表1の介護サービス事業所等の項サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する事業所等をいう。
- (7) 障害者施設等 別表1の障害者施設等の項サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する施設等をいう。
- (8) 児童養護施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (9) 里親等 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業者及び同法第6条の4第1号及び第3号に規定する里親をいう。
- (10) 保育所等 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の認定を受けた保育所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所及び児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設をいう。
- (11) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)、交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)及び基準額は、別表2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第6条に規定する交付金の交付の決定(以下「交付決定」という。)及び規則第14条に規定する交付金の額の確定を同時に行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって交付金の交付を受けたときは、第5条の規定による交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、交付決定及び額の確定を取り消したときは、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付金の経理等)

第9条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月22日から施行し、令和7年度分の交付金から適用する。

別表1（第2条関係）	別紙のとおり
------------	--------

別表2（第3条関係）	別紙のとおり
------------	--------

別記様式（第4条関係）	略
-------------	---